

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十号

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第四号ア中「第十二条の三第二項第四号」を「第十二条の三第二項第六号」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。